

令和5（2023）年2月28日開催

令和4年度

柏崎市農業委員会第33回議事録

柏崎市農業委員会

柏崎市農業委員会第33回総会 議事録

- 1 日 時 令和5年2月28日（火）
- 2 場 所 市役所4階 4－3及び4－4会議室
- 3 議 案 議第1号 農地法第3条許可申請について
議第2号 農地法第4条許可申請について
議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について
議第4号 農地法第5条許可申請について
議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更に
ついて
議第6号 農地法第3条下限面積の別段面積の廃止について
議第7号 柏崎市農業委員会個人情報保護に関する法律等施行規則の制定
について
報第1号 農用地利用集積計画（移転）参考資料（農地中間管理事業分）に
ついて
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午後1時30分

山崎事務局長

これより、第33回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。同規則第4条により、会長が議長となります。

議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

山崎事務局長

委員数は19人です。出席委員数は19人で、過半数であることを報告いたします。

議長

ただ今の事務局の報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、6 番 新澤 公明委員、14 番 巻口 夏美委員の 2 人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について」、申請番号 1 の案件が、農業委員 ○○ ○○委員に関する案件でありますので、○○委員の退席を求めます。

－ ○○委員退席 －

議長

それでは、事務局の説明を求めます。

和田主任

それでは、議案書 1 ページを御覧ください。議第 1 号 農地法第 3 条許可の申請番号 1 について、御説明いたします。

申請番号 1 加納地内、3 筆、田及び畑、計 121 m²。自作地の売買。経営規模拡大。○○ ○円です。

審査結果の 1 ページを御覧ください。案件である申請番号 1 について、それぞれ地区担当の委員、農地会議代表者、事務局の大橋係長、和田主任が現地調査を行いました。降雪により確認に手間取ることとなりましたが、地元の委員さんによる降雪前の現地の把握状況に加え、事務局にある航空写真や調査日における現地の圃場の形状を踏まえて判断しました。

審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 7 号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請番号 1 の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号 申請番号 1 の申請案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました〇〇委員の入室を求めます。

— 〇〇委員入室 —

議長

〇〇委員に退席を求めましたが、申請番号 1 の案件は許可処分と決定いたしました。

議長

続いて、議第 1 号 申請番号 2 から 10 までの案件について、事務局の説明を求めます。

和田主任

それでは、議案書 1 ページを御覧ください。議第 1 号 農地法第 3 条許可の申請番号 2 から申請番号 10 について、御説明いたします。

申請番号 2 平井地内、田、459 m²。自作地の贈与。経営規模拡大。無償です。

申請番号 3 下大新田地内、15 筆、田、計 14,731.75 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号 4 加納地内、8 筆、田、計 4,851 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号 5 堀地内、田、370 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号 6 石曾根地内、2 筆、田及び畑、計 313 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

続きまして 2 ページを御覧ください。

申請番号 7 野田地内、田、1,049 m²。自作地の贈与。経営規模拡大。無償です。

申請番号 8 曾地地内、4 筆、田、計 3,249 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号 9 平井地内、7 筆、田、計 2,640 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号 10 平井地内、3 筆、田、計 1,262 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

審査結果の 1 ページを御覧ください。案件である申請番号 2 から申請番号 10 について、それぞれ地区担当の委員、農地会議代表者、事務局の大橋係長、和田主任が現地調査を行いました。降雪により確認に手間取ることとなりましたが、地元の委員さんによる降雪前の現地の把握状況に加え、事務局にある航空写真や調査日における現地の圃場の形状を踏まえて判断しました。

審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 7 号

までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請番号 2 から 10 までの申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号 申請番号 2 から 10 までの申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 3 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 田塚一丁目地内、田、42 m²。物置。第 3 種でございます。

申請地は、昭和 42 年頃より家庭用の物置の敷地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。今後は、申請地に隣接し、申請人が経営している〇〇〇の物置として利用される予定です。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 4 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

申請番号 1 松波一丁目地内、畑、230 ㎡。駐車場。第 3 種でございます。

申請地につきましては、当初計画者が宅地造成 1 区画を予定していましたが、これを変更し、承継者が駐車場として利用するものです。承継者は、申請地の西側の市道を挟んだ向かい側に居住していますが、近隣に居住している承継者の子供家族が自宅を訪問する際に、自宅敷地内に駐車スペースがなく、前面の市道も狭いことから、申請地を駐車場として利用することを計画しています。

議第 4 号 第 5 条許可申請 申請番号 1 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の 4 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を承認処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 3 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 5 ページを御覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 松波一丁目地内、畑、230 ㎡。駐車場。第 3 種でございます。

議第 3 号 事業計画変更承認申請 申請番号 1 に関連するものです。

申請番号 2 田塚一丁目地内、田、329 ㎡。一般個人住宅。第 3 種でございます。

本件につきまして、受人は渡人の妹であり、使用貸借により申請地を一般個人住宅の敷地として利用する計画となっています。一般個人住宅につきましては、令和 4 年に既に完成していることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号 3 鯨波三丁目地内、畑、56 ㎡。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請地につきましては、南側に隣接する宅地と併せて、一般個人住宅の敷地の一部として利用される予定です。

申請番号 4 平井地内、55 筆、田及び畑、18,511 ㎡。ブルー水素・アンモニア製造・利活用実証試験プロジェクトに伴う仮設工事用地のための一時転用。農業振興地域における農用地区域及び第 2 種でございます。

受人につきましては、天然ガスの生産等の事業を行っており、申請地の東側の隣接地において、令和 4 年 11 月 15 日付けで農地法第 5 条許可を受け、天然ガスを用いた水素及びアンモニア製造並びに水素発電に関する実証試験を行うためのプラント建設の工事を行っております。申請地につきましては、プラント建設工事に伴う資機材置場や仮設事務所、従業員駐車場等の仮設工事用地として利用する計画となっております。

なお、本申請につきましては、3,000 ㎡を超える農地転用となりますので、本総会の議決をもって、県農業会議に諮問いたします。その県農業会議において異議がない場合、会長の専決により許可が決定となることを、併せて御諮りさせていただきます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 5 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を許可処分と決定することに御異

議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 4 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について」、事務局の報告を求めます。

和田主任

それでは、議案書の 6 ページを御覧ください。議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について、御説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり変更する。1、事業の区分、利用権設定等促進事業。2、権利の種類、賃借権。3、利用権の設定・移転の別、移転。4、権利の移転日、令和 5（2023）年 3 月 20 日。5、権利の終了日、明細表に記載のとおり。6、対象農地の面積、賃借権（一般分）、田（4 筆）、4,033.00 m²。7、関係人の数、受人 2 人、渡人 2 人、所有者 2 人。8、計画変更の理由、明細表に記載のとおり。9、実施地区、柏崎市。10、公告予定年月日、令和 5（2023）年 3 月 17 日。農用地利用集積計画変更の明細は次ページのとおりです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 5 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

続いて、「議第 6 号 農地法第 3 条下限面積の別段面積の廃止について」、事務局の説明を求めます。

和田主任

それでは、議案書 8 ページを御覧ください。議第 6 号 農地法第 3 条下限面積の別段面積の廃止について、御説明いたします。

農地法第 3 条下限面積の別段面積の廃止について。農地法第 3 条第 2 項第 5 号及び同法施行規則第 17 条に規定する面積が廃止されることに伴い、平成 21 年 3 月柏崎市農業委員会告示第 10 号を廃止する告示をすることとし、別紙のとおり提出する。令和 5（2023）年 2 月 28 日。柏崎市農業委員会、会長 石塚 道宏。

告示案については、次ページを御覧ください。これに伴い、農地法 3 条の申請については、令和 5 年 3 月 10 日までの許可申請受付分については、下限面積適用有りとなり、令和 5 年 3 月 11 日以降の許可申請受付分は下限面積適用無しとなります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

No.2 灰野 善栄農業委員

ただ今の説明を要約すると、1 a でも 10 a でも農地を取得できるという解釈でよろしいでしょうか。

和田主任

御質問ありがとうございます。簡単に言うとそういうことなのですが、3 条の許可処分の中には他の要件もございます。中でも、個人が取得するに当たっては、全部効率利用要件、取得する全部の農地を効率的に利用するという要件と、農作業常時従事要件、年間何日以上農業に従事するかなどという要件がございます。地域との調和要件、取得後に行う耕作の内容及び農地の位置・規模等から見て、周辺の農地に支障が生じないようにすることなど、そのような要件が残ってきますので、そこを重要視していくことになります。柏崎市では下限面積要件の別段面積を設定しており、地域によって面積を決めております。その面積を廃止するということになりますので、御理解いただければと思います。

No.2 灰野 善栄農業委員

重ねて質問ですが、例えば、その農地を登記するときは、今までは 3 条の許可証を添付していたのですが、今回はどうなるのでしょうか。

和田主任

そこは変わりません。農地を農地として取得する場合には、必ず許可が必要になりますし、その後の法務局での登記の際にも、許可証が必要になります。

No.2 灰野 善栄農業委員

はい、分かりました。

議長

他に御意見御質問はありませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 6 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 6 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

続いて、「議第 7 号 柏崎市農業委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について」、事務局の説明を求めます。

山崎事務局長

それでは、議案書 10 ページを御覧ください。議第 7 号 柏崎市農業委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について、御説明いたします。

まずは、規則の制定の趣旨です。個人情報の保護に関する法律は、民間の機関を主に対象とするもので、柏崎市を含めた地方公共団体は、その対象とされていなかったことから、柏崎市では、柏崎市個人情報保護条例を制定して、それに基づいて行っていたところです。

このことから、これまで農業委員会でも管理する個人情報については、個人情報保護法ではなく、柏崎市の個人情報保護条例を例に拠って参りました。しかし、令和 5 年 4 月 1 日から地方公共団体を対象とした新しい個人情報保護法が施行されることに伴って、柏崎市及び柏崎市農業委員会は、新しい個人情報保護法を拠り所としまして、個人情報を管理する必要が生じたことから、この度、新たに農業委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則を制定するものであります。

また、新しい個人情報保護法が改正された趣旨ですが、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護と、個人情報の流用性を図るためのデータの流通、これを両立させるこ

とが主な趣旨でございます。全国には、地方自治体とそれに準ずる団体が約 2 千個あります。それぞれが条例を制定すると、団体ごとに規定や運用に相違が生じまして、それがデータの流通の支障になっていること。また、これまでに条例がないといった、求められる個人情報保護の水準を満たさない団体があることから、この問題提起がなされ、いわゆる 2 千個問題と言われていますが、この問題を解消するために個人情報保護法が新たに改正、制定されたものであります。

これを踏まえまして、私たち農業委員会の制定の内容ですが、議案の記以下にありますように、「柏崎市農業委員会が管理する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律及び新潟県柏崎市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関しては、新潟県柏崎市個人情報の保護に関する法律等施行規則の例」によって運用していくということです。さらにこの規則ですが、附則の施行期日にある、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。そして、これまで拠り所としていました農業委員会における個人情報保護条例施行規則は、廃止することとなります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 7 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 7 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

続いて、「報第 1 号 農用地利用集積計画（移転）参考資料（農地中間管理事業分）について」、事務局の報告を求めます。

和田主任

議案書 10 ページから 14 ページを御覧ください。報第 1 号 農用地利用集積計画（移転）参考資料（農地中間管理事業分）について、御報告いたします。

農地中間管理機構が転貸する耕作者の変更がありますので、一覧のとおり報告いたします。県による公告を経て 4 月 1 日に新たな耕作者へ権利の移転がされるものでございます。

報告は、以上でございます。

議長

ただ今の事務局からの報告をふまえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。報第1号の報告を終了します。

議長

それでは、その他の事項を事務局からお願いします。

山崎事務局長

(その他連絡事項)

議長

以上で、本日の日程は終了しました。

閉会 午後2時10分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____